

市町村合併

合併後の新しいまちづくりの基本 新市建設計画の協議もスタート

第9回能代山本市町村合併協議会は9月24日、能代市で開催されました。継続協議となっていた補助金・交付金等の取扱いについては協議の結果、項目を新たに追加することで承認されました。また、新市建設計画検討のため、各市町村の学識経験委員7人で構成する小委員会を設置することが承認されました。

第10回合併協議会は、10月8日に二ツ井町で開催され、農業委員会の委員の定数及び任期について、定数を40人にするとした原案に対して、定数を23人とし在任特例を使わず設置選挙によるべきとの意見が二ツ井町議会委員から出され、原案に賛成の意見が多数を占めました。全会一致が望ましいとの考えから継続協議となりました。

第11回合併協議会は、10月22日に山本町で開催され、継続協議となっていた農業委員会の委員の定数及び任期について原案どおり承認されました。

承認された協議案の概要は次のとおりです。

第9回協議会

補助金・交付金等の取り扱いについて

7市町村同一または同種の補助金、交付金等については、新市において関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
7市町村で違いのある補

助金、交付金等については、従来からの経緯・実情を踏まえ、新市においてそのあり方を検討する。所期の目的が達成されたものや事業効果の薄い補助金、交付金等については、新市において速やかに廃止の方向で調整に努める。

7市町村は、新市の健全財政の確保のため、合併前において、見直しに努める。(追加項目)



慣行の取り扱いについて
市章については、合併時までに公募し、決定する。市の花・木・鳥、市民歌、キャッチフレーズ、イメージソング等は、その必要性を含め新市において検討する。

市民憲章、各種宣言については、その必要性を含め新市において検討する。表彰制度については、新市において新たな制度を創設する。

新市建設計画について

第1章・第2章

【継続協議】

7市町村の学識経験委員7人で構成する検討小委員会を設置する。

新市建設計画

検討小委員会

二ツ井町の委員は安井和則委員です。

第10回協議会

新市建設計画について

第1章「はじめに」

第2章「新市の概況」

修正箇所について了承

農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱いについて

【継続協議】

学校教育事業について

学校給食事業

・1食あたりの保護者負担額は、合併の日の属する年度は現行のとおり。翌年度から統一する。

・給食形態(米飯・パン・麺の回数)は、新市の学校給食運営委員会に諮り、

できるだけ早く統一する。会計は、合併の日の属する年度は現行のとおり。

・翌年度から公会計とする。



- ・給食費の徴収方法は、合併の日の属する年度は現行のとおり。翌年度から学校集金とする。
 - ・奨学金貸付事業は、合併の日の属する年度は現行のとおり。翌年度から次のとおり統一する。
 - ・貸与月額は、国公立の授業料相当額を基準とする。
 - ・償還期間は、卒業後1年据え置き20年以内とする。
 - ・連帯保証人をつける。
 - ・合併前に決定を受けた者の貸付及び返還は、従前の例による。
- スクールバスの運行は、現行のとおり。地域の実情を考慮しながら新市において調整する。

第11回協議会

新市建設計画について 第3章

「新市まちづくりの
基本方針」
了承

了承

農業委員会の委員の定数 及び任期の取り扱いにつ いて

新市に1つの農業委員会を置く。

新市の農業委員会の選挙による委員の定数は40人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、委員であった者のうち40人は、平成18年8月31日まで引き続き在任する。

特例期間終了後は、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項の規定を適用し、能代市の区域2選挙区、琴丘町の区域1選挙区、二ツ井町の区域1選挙区、八森町・峰浜町の区域1選挙区、山本町の区域1選挙区、八竜

町の区域1選挙区の7選挙区を置く。また、各選挙区の定数は新市において調整する。

広報広聴関係事業につ いて

広報紙は、発行日、発行回数及び配布方法を合併時まで調整し、新市において発行する。

ホームページは、現市町村の情報を引き継ぎ、新市において新たに開設する。

広聴は、活動内容を合併時までに調整し、新市において一層の拡充に努める。

建設関係事業について

市町村道は、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、道路認定基準は、合併時に統一する。

除雪体制は、現行のとおり新市に引き継ぎ、翌年度から地域の実情を勘案した新たな除雪計画を策定する。また、委託単価及び除雪出勤基準等は、秋田県の基準を準用し、

建設関係事業について市町村道は、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、道路認定基準は、合併時に統一する。



合併時に統一する。

7市町村の公営住宅は、次の方針のもと現行のとおり新市に引き継ぐ。

新市の公営住宅建設計画は、合併後速やかに新市住宅マスタープラン及び公営住宅ストック総合活用計画を策定する。

新市における公営住宅の管理は、合併時までに調整する。

都市計画区域、都市計画施設及び都市計画区域マスタープラン、市町村マスタープランは、現行のとおり新市に引き継ぐ。

新市建設計画について
第四章「新市の施策」

【継続協議】

合併協議会の開催日程

- 第12回協議会
11月12日 14時
会場 八森町「ファガス」
- 第13回協議会
11月26日 14時
会場 八竜町「農村環境改善センター」

新市建設計画住民説明会を開催します

- 日時 11月20日（土） 午後3時～
- 会場 役場2階 大会議室

たくさんのご来場をお待ちしております。